

令和元年度 東京都税制調査会

第5回小委員会

令和元年10月4日（金）9：30～11：16

都庁第二本庁舎31階特別会議室21

【工藤税制調査課長】 お待たせしております。定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

改めまして、本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

いつもはタブレットを置いてペーパーレスというふうな形で進めさせていただいているのですが、本日は端末の都合がございまして、紙資料により進行させていただければと思っております。

お手元には、第5回小委員会次第、座席表、それから答申骨子（案）、答申（案）をお配りしております。

それでは、この後の進行は諸富小委員長にお願いいたします。

【諸富小委員長】 皆さん、おはようございます。ただいまから、令和元年度東京都税制調査会第5回小委員会を開催させていただきます。本日は、令和元年度東京都税制調査会答申の案文について、御審議をいただきます。先週の第4回小委員会でいただきました御意見を踏まえて、答申の案文を修正いたしましたので、本日は修正箇所を中心に御審議いただきたいと思います。全体を四つに区分して、それぞれ事務局の説明の後に審議という手順で進めさせていただきます。

それでは事務局から、「I 税制改革の視点」について、修正箇所の説明をお願いします。

【高瀬税制調査担当課長】 それでは、令和元年度東京都税制調査会答申素案の修正箇所について、御説明させていただきます。

前回の小委員会で答申素案について、委員の皆様から御意見、御審議いただき、修正した部分を中心に説明してまいります。変更箇所には網掛けを付し、削除箇所は見え消しということにしてございます。また、巻末には補足資料及び参考資料を追加してございます。

まずは、第1部、税制改革の視点についてでございます。

7ページをお開きください。7ページの下から1番目のポツの1行目、こちらに「納税者の理解を得るために」とあって、その後に前回小委員会での御意見を踏まえまして、「税制及び」の文言を追加いたしました。これにより、「税制及び税務行政に対する信頼確保が不可欠」となります。

対応する6ページのサマリーのほうも、同様の修正を加えてございます。

次に、13ページをお開きください。13ページの下から2番目のポツの1行目に「Society 5.0」の記載がございます。このページ以降、何度か出てくる、こちらの用語につきましては、前回の御審議を踏まえまして、全て鍵括弧で囲んでございます。

次に、15ページをお開きください。まず、こちらは前回の小委員会での御意見をやはり踏まえまして、まずタイトルの「デジタル・トランスフォーメーション」を短く、「デジタル化の推進」というふうに修文いたしました。

その一方で、17ページの下段のほうを御覧ください。前回の御審議を踏まえまして、デジタル化を推進するに当たっては、各地方自治体や納税者側の視点や立場に留意することが重要であるということに鑑みまして、その点を強調した記載を追加してございます。

3 ポツ分になりますが、御確認の意味で、追加分を読み上げさせていただきます。17ページになります。「一方で、こうした取組が、地方自治体の自主的・自立的な税務行政の運営や課税自主権の発揮を阻害しないよう留意するとともに、各地方自治体が置かれた個別の状況を十分斟酌する必要がある。また、デジタル化によりルーチン業務等の効率化は期待できるが、税務調査など人が行うことがより適切な業務への注力が可能になることにより、むしろ増加する業務がある可能性についても留意すべきである。さらに、上記のとおりデジタルファーストは重要であるが、より重要なのは、納税者の立場に立って、デジタル化を推進することである。その意味では、納税者の利便性や満足度の向上に資する、申告・納税手続時等における人的サポートも欠かせない。税務行政のデジタル化は、こうした視点からの検討とともに進められるべきである。」

次に、ページが前後して恐縮ですが、16ページのほうを御覧ください。16ページの上段のほうになりますが、前回の御審議を踏まえまして、デジタル化の推進に当たっては業務の標準化も必要との観点から、最初のポツ、こちらを「税務事務の標準化やAI等を活用した税務事務システムの抜本的な改善が必要である」と、税務事務の標準化という文言を加えてございます。

次に、(4) 税制のグリーン化のところになりますが、21ページをお開きください。

2つ目のポツに、現時点における国の議論の進展を踏まえた書きぶりにする意味で、「議論の進展がみられる」という文言を脚注とともに追加してございます。

説明は以上になります。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 17ページですけれども、前回の議論を踏まえての修文だと思うんですが、最初のポツの「一方で、こうした取組が、地方自治体の自主的・自立的な税務行政の運営」とおっしゃった。課税自主権の発揮を阻害するべきじゃない、例えば超過課税とか法定外税とか、こういったものの実施を阻害するべきじゃないというのはわかるんですが、税務行政はバックオフィスの話なので、どういう調査をするかとか、何回検査するか、どの書類を見るかは、これは納税者には関係ないことなので、この部分はむしろ標準化が前提だと思います。その上で、税率を決めるとか、新しい税を課すとか、この部分についてはちゃんと課税自主権の発揮は阻害しないようにしましょうというのが本来あるべき姿かなという気がします。

あと、「税務調査など人が行うことがより適切な業務への注力が可能になることにより」と書いているんですけど、ルーチン業務等の効率化、ちょっとこれの意味がよくわからなかつたなということとして、「むしろ増加する業務がある可能性についても」というのは、ここもやっぱり多分、他のところにも書いていたと思うのですが、やっぱり業務の見直し、だから、やるならちゃんと、デジタル化を進めるのであれば既存の業務全体を見直して、前回は標準化という言葉で、そうですね、16ページのところに書いてもらっていましたけど、標準化というお話を出ていましたが、デジタル化を進めるのであれば、それは追加的な業務になっては話にならないので、業務全体を見直していく、税務行政の業務、税務に係る業務を全体的に見直していくという、そういう視点が必要だよということを言えばいいのかなというふうに思つたんですけども。

とりあえず以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

佐藤さんがおっしゃるとおりですね。ちょっと私も前回の文脈で、多分、沼尾委員がおっしゃっていた記憶があるんですけども、標準化することで、まさに御指摘のように課税自主権を行使するような場合、自治体が単独でする場合に、その妨げにならないようにと。ただ、佐藤委員御指摘の、バックオフィスのことがあって、政策的な縛りをデジタル化を進めて、標準化を進めることができ、自治体の施策の自由度を制約するような状況になるはずはないのではないかというの、確かにそのとおりかなと思うんですけれども。

では、高瀬さん、どうぞ。何かございましたら。

【高瀬税制調査担当課長】 今の観点はおっしゃったとおりで、沼尾委員の前回の御意見を踏まえての修文ということで、このような形にしていますけれども、その趣旨を十分にくみとった形になっていない可能性もございますので、委員がいらした時点で再度御意見を確認させていただければなと思います。

【諸富小委員長】 それから、二点目もそうですね。17ページの下ですけれども、「ルーチン業務等の効率化は期待できるが、税務調査など人が行うことがより適切な業務への注力が可能になることにより、むしろ増加する業務がある」ということです。

これはあれでしたね、大学でまさにデジタル化というんですか、全部をウェブ入力としたら、学生のウェブ入力の結果がすごくバラエティに富んでいて、結局は事務がもう一回やり直して、業務増加になったというようなことを例にされて、必ずしもデジタル化したら業務が減るわけではないというような例を出されていた気がします。

ただ、ちょっとここの文脈はどうなんでしょうね。デジタル化で減っても、むしろ人がやらなければならぬ仕事が増えるという文脈で書かれている可能性がある、という文脈で書かれているので、ここもどうなんでしょうね。沼尾さんがそういうふうに言ったかどうかは、ちょっとわからないですけれども。

【高瀬税制調査担当課長】 ここで書いているのは、今御説明のあったような、かえって手間が増えるというような側面もあるかと思いますけれども、16ページの2つ目のポツのところに書いてございますが、2つ目のポツの3行目ですけれども、「人が行うことがより適切な業務に配置することも可能となり、それが法人所得や課税客体の適正な捕捉、資産評価の精度向上など」、これまで効率化、AIを用いたデジタル化等による効率化がないと、なかなかそこまで人が行う業務として手をつけることが難しかったような範囲にまで手をつけることが可能になるというような側面も付け加えた表現として、ここに置いてございます。

【諸富小委員長】 だとすると、ポジティブに書いてもいい気がしますけどね。かえって労働が増えて大変になるという側面はあるかもしれません、本来できなかつたところまでやれるようになる可能性が出てくるというポジティブな。

工藤委員、お願ひします。

【工藤委員】 すみません。前回お休みしていたので後出しじゃんけんみたいで申しわけないんですが、一応デジタル化とかというのは研究対象にしているので、その観点からいくと、今おっしゃったようなことは本来は過渡期に起こる、人的なというんですか、本当にデジタル化が100%できていない段階だからこそ、人間がそれを補完しているから業務が増えるという側面は確かにあるんですが、本当に行き着くところまでデジタル化した場合というのは、本来そもそもそういうのを人間がごそごそやらないといいうのが目標なので、どちらかというと過渡期の話とかマイナスの表現よりも、そもそもデジタル化は何を目指しているんですかというところに行って、すっきりまとめたほうがむしろいいのかなという気がします。

本当は、原理原則を言ってしまうと、ルーチンの効率化だけというの本来のデジタル化ではないんで

すね。70年代、80年代からやってきたオートメーションの話であって、今さらこんなことを書いちやうと、東京都は何をやったんだという感じがちょっとしないでもないのと、本当はデジタル化は、ここで言っている、今の21世紀的なデジタル化の場合には税務調査なんかも本当はやらなくてよくて、本当は、だから納税者番号とか、今もそうなんですけど、そういうのが全部ビックデータでわかつてくれれば、自動的にもう税務調査なんかやらなくてもいいよという世界が本当は見えるはずなので、余りこれを書き過ぎると、今何をやっているんだという感じがちょっとしなくもないかな、という感じがします。

むしろ、人間が今までやらなくてもいいようなことを、人間がわざわざやっていたことが軽くなるから、業務が増加するというよりも、そうじゃない、本来人間がもっと政策的に取り組むとか、もっと上にあるような自主的あるいは自立的なことに注進できるというような、そういう書きぶりのほうがいいかなという気がちょっといたします。

私もデジタルファーストという言葉は若干、違和感がないわけじゃないんですが、電子化の徹底でよろしいんでしょうかという素朴な疑問なので、もし教えていただければ。

【諸富小委員長】 工藤委員から御指摘いただいた点を、まとめて今の電子化でよろしいかという点も含めて、事務局少し回答いただいてもよろしいですか。

【高瀬税制調査担当課長】 デジタルファーストという言葉の正確な定義については、電子化の徹底という一言で言い尽くせるものではないのかなというふうに認識してございますが、その下に少し、17ページの4行目ぐらいから書いてある、「税務手続を原則としてオンラインで、ワンストップかつワンストップ（同じ情報を再び求めない）に完結できるシステムの整備」というところが、ここで言っているデジタルファーストの理念に一番近い説明になるのかなというところですね。

【諸富小委員長】 他の委員の皆様いかがでしょうか。

野口委員、よろしくお願ひします。

【野口委員】 私も前回お休みしてしまったので、的をはずしたことを申し上げるかもしれません、先ほどの工藤委員のお話を聞いていて、そこに関わる17ページの記載で、行政の運営という話をここに入れるべきかどうかという議論もあったかと受け取っています。行政法的な観点からすると、税務行政のデジタル化が進むと、それに応じた業務の見直しというのはやはりあって、それは単純に増える業務とか減る業務とか、効率化することではなくて、今までやってきた税務行政との継続性を担保しつつ、そこに接合する形で、でもデジタル化したり電子化したりできるところはどこかと考えていくという視点が重要なのだと思います。

とても抽象的な話となり恐縮をしていますけれど、単に効率化するから、効率化した部分で、使っていた人を他のところへ回せるねと、そういう単純な議論ではなくて、今まで人を中心になってきた税務行政にやっぱり変える点はあるという、そこをデジタルという視点から見直す必要があるだろうと、そういう言い方ができるのかなという気はします。なので、効率化とか自主的な自立がというところに単純に結びつけずに、何を見直して、どこを変えていくのかというところを書いていただくといいのかなという気がしました。

以上です。

【諸富小委員長】 何か今の野口委員のお話を聞いていると、日本企業がかつてIT化とかデジタル化を業務効率化の文脈だけで捉えてしまって、どういうふうに新しい技術を、デジタル化を通じて作り出していくかというところを全然考えていなかったために大きく出過ごしてしまったということをちょっと思い出しましたけれども。行政も多分同じで、つまり税務調査をAIで代替するようなことを考えていく、本来なら人でというふうに思っていますけれども、ひょっとしたら今は人でやっていることも、AIでも

う少し創造的にできるかもしれないというようなことも含めて、行政自体のやり方とか、効率性という発想を超えて、もう少し柔軟に考えていくべきじゃないかということでしょうかね。

【野口委員】 現場の行政の組織は皆様の想像以上に硬直的というか、継続とか先例を重んじるんですね。論理的ではない世界であるかもしれないのですけれども、一般私人の立場からすると、今までどおりに行政が行われていくという継続性のよさというはあるのでしょうか、これを、法律の世界では法的安定性と言うのだと思いますが、なので、そのような現実を見ながら、でも変えていかなければいけない議論をするのに、いきなり効率的だからというのではなくて、その間に何か挟む必要があるのかなという気がするという話です。

【諸富小委員長】 この他にありますか。

金井委員、よろしくお願ひします。

【金井委員】 前回、17ページの下の2つ目のポツのところは、私もちよつと発言したかと思うんですけど、「税務調査など人が行なうことがより適切な業務への注力が可能になることにより、むしろ増加する業務がある」と言ったのではなくて、野口委員の話で言えば、従来の業務も維持せざるを得ないのではないかと。

要は、継続性という観点からいうと、デジタルに対応しない人のサービスがいきなりなくなるわけにはいかないので、そうすると二重に結局仕事をさせられることになる。基本的にはデジタル化というのは非効率になると、短期的には。ただ、技術進歩の流れ上、やらざるを得ないけど、非常に非効率なことを技術革新のせいさせられていて、行政は非常に負担になる、でもやめられない。現場ではなるべく、そういう短期的な負担を避けたいために、デジタルを入れないで何とか手作業をずっと続けようとするのが一番効率的なんですね。効率性だけを追い求めてはいけないので、やらざるを得ないけど、業務が増えると言ったのです。デジタルにも対応するものを導入するとともに、旧来のシステムを残さざるを得ない。要は二重の手続になるというのは避けがたいから大変ですねと言ったのではないかというのが、下から2つ目と。

それからもう一つ、下から3つ目は、自主的・自立的な税務運営というよりも、むしろ自治体が様々な課税自主権を行使するときの政策選択をゆがめるインフラになったら困るということです。電子フォーマットによって裁量が制限されるというのは、現場の手続でもよくあることなんです。これがどういうふうになるか、わかりませんけれども、何らかの自主課税を導入するときの阻害要因になるとまずいのではないかという発言だったので。

これは沼尾委員でしたよね。

【諸富小委員長】 沼尾委員でした。

【金井委員】 ではないかという気がするので、ちょっとこの辺の趣旨をくみとて書いていただければなと思います。

【諸富小委員長】 今の点ですけれども、二番目の点については、電子化あるいはデジタル化は、ここで想定されているのはバックオフィスの問題で、それ自体として個々の自治体の課税自主権の行使に係る政策的な縛りになるわけではないのではないかという御指摘もあってですね。

どうなんですか、そういうことは現実にあるんですかね。標準化していくと、政策選択が、それによつて逆に自由度が失われてしまうみたいなことはあるんですか。

【金井委員】 ちょっとよくわからないんですけど、あるかもしれないということですよね。

我々もよく、手続で電子化されたせいで今までの裁量的な取扱いができなくなつて、次に進めなくなつて、全ての手続がとまるというような、現場の裁量ができなくなるというのはあります。その大きなもの

として政策的な裁量ができなくなる可能性があるかどうかは、ちょっと導入してみて初めて悲惨なことになるというのがわかると。

【佐藤委員】 一つは多分、税率の問題で、超過課税をやろうと思ったけれど、フォーマット上、カスタマイズがその部分はできにくいとか、それはあるかもしれないですね。ただ、そのところは工夫してもらうということになるんだと思うんですけど。

【諸富小委員長】 ないしは、独自フォーマットを入れると、その分のコストがかかるとかですね。

【佐藤委員】 一つはおっしゃったとおり、あるいは金井委員の意図をくみとると、やっぱり途中、移行過程における業務の追加的な発生ということはあり得るので、これに対する配慮と、国が本来支援するべきところもあるし、都庁が市区町村を支援するべきところもある。移行過程の問題はありますよということは、言うべきことかと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。そういうふうに書きましょうかね。

他に、このパートでございますでしょうか。

【工藤委員】 すみません。最後の17ページに関して言うと、3つ目の点についても「申告・納税手続時等における人的サポート」というのは、多分、電子申請が始まって、まだ慣れない人のためにという、これも過渡期の話かと思うので、最終的には、今の電子申請システムも、ちょっとばかみたいだったりするところもありますから、そういうのがもうちょっと先を行けば、本来はみんなが使いやすいものになるはずで、そのあたりは、人的サポートというのは、これも過渡期の話で、導入期あるいは全員がやらなきゃいけないというような、促進していく間の話なので、このページの書きぶりとしては、導入が進んで、金井委員の言葉を借りれば、旧システムがあり、新しいシステムもあり、それが並行して進んでいるときの無駄というか、問題と、それを通り抜けた次の話がちょっと見えないと、これなんかじややりたくないというような後ろ向きの、野口委員がおっしゃっていた、じやあ面倒くさいからやめましょうという雰囲気にならないような、楽しい未来がその後にあるんだというのが出たほうがいいかなという気がいたします。

では何と書けばいいかというのは微妙なんですが、やっぱり納税者の立場に立ってというより、納税者というより使い手だと思うんですよね。使い手というのは必ずしも都民だけではなくて、役所の中の人間もそのシステムの使い手なので、要は使いやすいユーザーフレンドリーなものにしていくためのというような言い方になると、両方が入るのかなと。納税者と都というと、お金を払ってくれる人だから優しくしてあげるのね、みたいな感じが、すごくそういう姿勢というか、視点が見えるのは余りよくないので、使い手である職員にとっても優しいシステムであり、かつ、それを使う納税者というか都民にとっても、あるいは逆に、商売をやっている人だったら、事業所でとか、商売をしながら消費者としての都民に接しながら、実は都庁に税金を払っている人もいるわけですから、それがもうちょっと見えるような書きぶりのほうがいいのかなという気がいたします。なので、納税者は納税者なんですが、デジタル化の使い手というニュアンスがあってもいいのかという気がいたします。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

今の点、修文の際に反映させていただきたいと思います。

石田委員、お願いします。

【石田委員】 ここで言うのかわからないんですけど、実は今、マイナポータルが、そのうち使えるようになるという話で、今年の確定申告からあなたの年間の医療補助はこれだけしましたという表が来ましたよね。実はあの表が30年10月までの表だったんです。結局は、それをつけて申告はできますよという

けれども、あの2か月分を足さなくてはならない。それから、前年の29年の11、12月が書いてい  
る。

ということは、私たち現場から言うと、利用してください、ポータルサイトから取れますよと言われても、機関によって締めが違うから手間がかかっているんです。ですから、それをやっぱり課税側、それから社会保険側とか、そういうのを統一できるようなことをしていただかないと、本当に有効利用できないんじゃないかなというのを、どこかであらわしていただけたらありがたいです。

【諸富小委員長】 どの段落という。

【石田委員】 どのあたりで言えばいいでしょうね。これは後で出てくるのかな、税務行政。

【諸富小委員長】 他の社会保障とか、税制と社会保障との連携をどうのこうの、みたいなことが、どこかにあったような気がします。それをデジタル化においても、ということですね。

【工藤税制調査課長】 石田委員のお話ですけれども、個人住民税の現年課税化のところで、将来的に見直していくべきじゃないかとか、デジタル化がどんどん進む、マイナポータル、マイナンバーカードですとか、そういうものの普及が進んでいくことで、利用者もそうですし、納税者もそうですし、特別徴収義務者の負担も減っていくのではないかと言っているんですけど、今おっしゃっているような、現在を変えていくところには直接触れていないというのがございまして、今の第1部のデジタル化の話と、それに近いところのパートで言えば、個人住民税の現年課税化のところで、近いようなところの話には触れているという程度です。本文ではそういったところが出ております。

以上です。

【諸富小委員長】 ちなみに何ページあたりですか。

【工藤税制調査課長】 失礼しました。63ページになります。

【石田委員】 確定申告のときに、納税者が持ってくる確定申告の無料相談会場で一番多いのがここなのに、その連携がとれていないというのは、やっぱりちょっとどうなのかなと思ったので。わかりました。

【工藤税制調査課長】 都庁でも、自治体によってというか、行政機関によって取り扱いが違うところの、業務の標準化というか、そういう視点での使い方のほうがよろしいですか。

【石田委員】 標準化ですよね。

【工藤税制調査課長】 そうすると、これまで言ってきた標準化というのが欠かせないという、文言のところで合流という形でもよろしいですか。

【石田委員】 そうですね。

【諸富小委員長】 では、そのように。

【工藤税制調査課長】 そうしますと、16ページのところの1ポツ目で追加させていただきました、税務事務の標準化というところ、このあたりというのは行政機関によって、取扱いが違っているというところというのを含めて見直していくことが欠かせないと、ここに含める形でよろしいかと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

他にございますでしょうか。

【高端委員】 すみません。税や財政に直接関係しないところなのですが、ちょっと気になったので。

13ページの一番上あたりで、シェアリング・エコノミーとサブスクリプション・エコノミーという言葉が出ていて、その脚注に定義が書かれているんですが、デジタル化あるいはICTの発展によってシェアリング・エコノミーの進展が促されるのは事実だとしても、シェア・エコの言葉の定義が、「インターネットを介して、個人間で使っていないモノ・場所・技能などを貸し借りするサービスのこと」となっているのは、あまりにも定義として狭過ぎるのではないか。

グーグルで検索すると一番上に出てくる、日本シェアリングエコノミー協会がウェブサイト上でこのように述べているんですけど、これはちょっとやっぱり狭過ぎるだろうと思います。本来は、インターネットを介するかどうかにもかかわらないし、学問の世界では恐らくコモンズみたいな話まで含んだ概念だと思うので、この脚注は検討したほうがいいのではないかと。

同様に、注23のサブスクリプション・エコノミーの定義ですが、本当に定額制の利用サービスのことと言うのか。例えばソフトを所有するのではなくて、サブスクリプションによって、ある種、シェアするというか、何と表現すべきかよくわからないんですけど、もうちょっと広い事柄を指すんじゃないかなと思いました。どうでしょうか。

【松原委員】 よろしいですか。すごい細かいところなので恐縮なんですけれども、私も注を見ていて、はっと気がついたんですけど、注の21ですね、本文の12ページなんんですけど、税大の資料を出されていて、P Eというか、恒久的施設のところを解説されているんですけども、税大の教師というんですかね、国税庁の方たちが書いているので元の資料があるはずなんですね。別に学術論文ではないので、細かいところまでつづきたくないんですけども、後で原典はメールします。多分、孫引きだと思います。

【諸富小委員長】 これはプロイセン、オーストリー・ハンガリー二重帝国の租税というような。

【松原委員】 もっと言っちゃうと、原語だと、オーストリー・ハンガリーよりもっと前のザクセンというか、ドイツが統一体でないときに、ザクセンとプロイセンの間で結ばれたというのが一番古いと言われているんですけど、そこまでやると何かマニアックなので、とめておきます。

【諸富小委員長】 わかりました。では、ちょっとオリジナルの文献を御紹介ください。

高端委員ご指摘の点はどうしましょうかね。広く定義した、議論している文献なんかはあるんでしょうかね。何かちょっと検討しますか。

【高端委員】 単純にシェアリング・エコノミーとかサブスクリプション・エコノミーという言葉を使わなくするというのが一番簡単だと思います。

【諸富小委員長】 何々から何々へという言い方で置いておくということですか、括弧内の箇所は。

【高端委員】 所有から共有へ、所有からサービスの利用へ、だけにすれば、紛れはないと思いますけど。

【工藤委員】 そうしちゃうと、またちょっと、多分ここで言っているのと違ってきますかね。

【高端委員】 確かに。そもそも一般の方々が、何を言っているんだか、わからなくなってしまう。

【工藤委員】 多分そこの前の12ページから見ると、I C Tを活用してシェアリング云々とずっとあって、それらのサービスはスマートフォンなどで、こうこうであると。経済のデジタル化の進展により、と書いてあるんですけど、よく考えてみるとシェアリング・エコノミーというのは前からあって、それがデジタル化によってさらに進んだとか、それがさらに経済領域、経済活動として非常に重要な位置になってきていると、生産業だけじゃなくて、みたいな、そういう話ですよね。

所有からサービスへというのも、昔から別に何かを貸すというのは、レンタルというのはあったわけですが、それが結局、インターネットとかスマホでみんなが簡単にできるようになったから、それが進んだということなので。

高端委員の御意見は私も正しいと思っていて、そうすると、もともとこういうのがあったんだけれども、デジタル化によってますます盛んになったというのが正解だと思うんですよ。なので、高端委員のおっしゃるとおりで、多分こここの注は明らかにちょっとおかしいので、もともとあったサービスがデジタル化によって進んだよという表現にしちゃってもいいような気もするんですが。それであれば、進展によってこうなったのではなくて、こういった活動がデジタル化の進展により、さらに盛んになっているぐらいで、

しらっと、まとめちゃうのがいいのかと思いますが、いかがでしょうか。

【金井委員】 定義問題は定義問題で大事だと思うんですけど、結局ここで書きたいことは何なんですか。デジタル経済が進むことによって経済は増えたから税金がとれるようになったという意味なのか、デジタル経済のせいでの闇経済になったから税金がとれなくなったという話なのか、どっちが言いたいんですかね。あるいは、闇経済が成長しているのに税金がとれないから、悔しさを書いているのか。

要は闇経済ということですよね、シェアリング・エコノミーとは。要は、今まで把握されていたシェアリングはあったけれども、それは把握されていたからいい、あるいは貸し借りだって今までたくさんあつたけど、それは不動産屋とかでちゃんと把握できたけど、これからは把握できなくなるから、要はみんな闇経済になっていくというわけですよね。闇経済が闇のままじゃ困るから、何とかしてくれと。それを捕まえるために、デジタルで捕まえられたらすばらしいですねと、そういう気はしますけれども。

要は、どういう趣旨か。いろいろごちゃごちゃ書いていますが、経産省なら、シェアリングで経済が発展してよかつたという言い方になるでしょうけれども、都税調だったら、税金の観点からこれを、税金を払わない経済が増えてきて、みんなよかつたねというふうに書くのか、それとも税金を払わないやつがいて不公平になっているから困るというのか、それとも新たな税源はこんなにあるんだから、もっと発掘しろよという趣旨か。要は何が言いたいんですかね、ここは。

【佐藤委員】 多分、素直に考えると、ただの背景説明だということと、制度的に、例えば今、税調でも議論していましたけど、所有から利用へというのは車体課税とか、税制のあり方として、持っていることに対する課税から利用に対する課税への転換というのを意味する。デジタルが直接絡むかどうか、わからないので。

あとシェアリング・エコノミーについては、実は両方の面があって、例えば途上国なんかだと、これまで現金でやっていた商売がデジタル化になれば、決裁をオンラインでやるので、かえって透明化するというメリットもあるんですね。むしろアンダーグラウンドが表に出てくるという面も一方である、今まで現金商売をやっているところは。

ただ、御指摘のとおり、これまでわかっていたことが、B to CだったものがC to Cになっちゃうので、消費税をどうするんだとか、所得税の捕捉はどうするんだとかという話も出てくるので。だから、一概にどっちとも言えないところはあるんだと思うんですよね。

【諸富小委員長】 オンライン上のフリーマーケットとかでやりとりして、消費者同士が差額で利益を得た場合とかは、できていないのか。

【池上会長】 申告しなければいけない。

【諸富小委員長】 でも、ほとんどしていないんでしょうね。

【佐藤委員】 ビットコインでもしていないです。

【諸富小委員長】 以前もそういうのは申告していなかったんでしょうけど、よりやりやすくなったり。佐藤委員がおっしゃったように、よりやりやすくなっているので、金額が増えているのかもしれないですね。そういうのは全部総まとめで、いわゆる税収ロスが起きているという話題になるんでしょうね。

【佐藤委員】 いわゆるタックスギャップが広がっているかどうかという問題はある。なので、この後に議論になっていますように、税務行政をデジタル化すると、かえって査察とか審査はしやすくなる面もあるので、だからプラスマイナスの両方があると思ってくれたほうがいいと思います。

【諸富小委員長】 だから、デジタル化に伴う、税制に及ぼしている変化ということで、背景要因を書いている節ですよね。だからプラスマイナスがあるという話ですかね。

【工藤税制調査課長】 すみません。一番言いたいことは最後の14ページにあって、いろいろ世の中

が変わってきている中で、なかなか税制というのは捕捉ですか、そういった面も含めて追いついていくのが難しいのではないかというところもある、というふうな背景、意味合いで、その前のところから、デジタル化が進んでいて、取引形態が、先ほどのC to Cのように広がってきてはいるですか、本来であれば課税の根拠はあるんでしょうかけれども、それを捕捉するのは難しいものもあれば、一方で税制度としてまだ確立されていないものもあるんじやないかという問題意識から、書かせていただいております。

【諸富小委員長】 そこを整理して、今、委員の皆様にいただいた御意見のように、アンダーグラウンドと言ったらあれですけど、捕捉が難しくなる部分も出てくるのは課題であると。だけど他方で、税務行政上、かえって進歩する部分も、先ほどの松原委員の御意見じゃないんですけど、税務調査とかなんとかという形で創造的に、野口委員もおっしゃった、積極的にそういう形で税務行政のほうで革新していくける部分もあるというふうに、両方の面がありますよというようなことで、背景説明というふうに書いておくのがいいかもしれませんですね、ここは。ありがとうございました。

ちょっと一旦、この節はいいですか、このぐらいで。

では、ここは終わりまして、また後で気がついた点があつたらおっしゃってください。

二番目のほうに行きます。「デジタル経済と地方税財政制度」について、修正箇所の説明をお願いいたします。

【高瀬税制調査担当課長】 それでは、第2部のデジタル経済と地方税財政制度の修正箇所について、御説明させていただきます。

24ページをお開きください。前回の御審議を踏まえまして、24ページから35ページまでのデジタル課税のO E C Dにおける検討状況及び各国独自の対応に係る解説と分析の部分、こちらを本文から削除し、巻末の補足資料のほうに、必要な修文を加えた上で移動させていただきました。こちらの補足資料については、後ほど触れさせていただきます。

まずは、36ページ、37ページをお開きください。こちらは、従前の24ページから35ページまでの要約版として追加した資料になってございます。新しい内容はございませんが、両ページにそれぞれ米印をつけまして、必要に応じて巻末の補足資料へ飛べるように御案内をしてございます。

次に、41ページをお開きください。前回の御審議を踏まえ、地域のデジタル基盤の土台にある、地域の人材や人的ネットワークの存在について、触れております。御確認いただく意味で、追加部分を読み上げさせていただきます。41ページの下になります。

「さらには、I Tリテラシー教育、プログラミング教育、S T E M教育など、教育行政が育むデジタルスキルや資質、知識のストックを有する地域の人材や人的ネットワークの存在が、5Gの普及や「S o c i e t y 5 . 0」の実現など、地域のデジタル化の土台にあることは間違いない」としてございます。

続く42ページ、そのページでございますが、下の1番目のポツの「国際課税における議論も参考に」とあったものを、より明確に「国際課税に関して各国から提案されている着眼点も参考に」と修文してございます。

次に、43ページを御覧ください。サマリー部分の最初のポツに、網掛け部分を加えました。こちらは、本文にはもともと入っていた文言を、趣旨を明確にする観点からサマリーのほうにも加えたものでございます。

説明は以上でございます。

【諸富小委員長】 それでは、ただいまの御説明について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。何かございますでしょうか。

多くの委員の御指摘もあった、国際課税の説明の部分が、ちょっと長いんじゃないかという部分につい

ては、補足資料のほうに移すことで簡潔にさせていただいたということになります。

【工藤委員】 細かい話で恐縮なんんですけど、今の41ページで御説明のあった、一番下の黒ポツです。「教育行政」というのがちょっと気になるんですけれども、教育行政じゃないんじやないかと思うんですね。こういった教育ということと、実はこれは教育行政というか、学校教育だけではないので、どちらかというと今言われているのは、学校だけじゃなくて、その後の生涯教育の中でも、大人になってからも身につけなきやいけないとか、しかも常に更新していかなきやいけないということで、教育行政という言葉は若干、違和感があるかなと思いました。

それと、どうせ、この話をするのであれば、「Society 5.0」など、地域のデジタル化の土台ということで、かなりICT側に寄っているんですけども、実はこういった話がうまくいくためには、要するにデジタルサイエンティストがいないといけないという話で、そっちのほうが実は重要なんですけれども、どうせ書くんだったら、デジタルサイエンスというのも入れたほうがいいのかなと思いました。

いずれにしても、教育行政はまずいんじゃないかな、ちょっと違うんじゃないかなと思うので、御検討ください。

以上です。

【諸富小委員長】 了解いたしました。

他にございますでしょうか。

金井委員、お願いします。

【金井委員】 工藤委員がおっしゃることはもっとなんんですけど、地方も税収配分を求めるときに、行政と言わないと、理由にならないのでしょうか。しようがないから公教育とか何か、もうちょっとぼやかすとか。

それから、前提として基礎的学力とか、別の能力のほうも、行政の任務です。高度なICT能力じゃなくて、ちゃんと基礎的な話も前提になっているというのを含めた、社会とかソーシャル・キャピタルをつくっているということは、デジタルであろうとなかろうと非常に重要です。逆にそれがなければデジタル経済もできないわけで、自治体が基盤インフラを整えているという意味で広く言っていたのです。直近のICT教育だけではなかったのではないかというのが一つと。

それから、ちょっと記憶がうろ覚えですが、STEMじゃなくてSTEAMというんでしたか、最近は。Art（芸術）が入るんですよね。絵が描けないと、最近のプログラムの世界ではだめらしいですね。パワポに押されつつありますね、我々も文章だけではだめで。

たしかSTEAMだったかなと思います（Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（ものづくり）、Art（芸術）、Mathematics（数学））。ただ、STEAM教育は表層のことでの、もっと何というかな、基礎的な、もっと言えば人的、社会をつくると言ったほうが正しいですね。そっちのほうが大きいんじゃないかなと思います。

【諸富小委員長】 そうすると、これらの「人的ネットワークの存在が、5G普及や「Society 5.0」実現など」というふうに流れていっているわけですけれども、そうした人をつくることで社会そのものがということですかね。それが基盤になってということ。

【金井委員】 人間社会の基盤を維持するというか、そういうこと 자체が一番大事な仕事です。

【諸富小委員長】 そういったことが結果として地域のデジタル化の土台になることは間違いない。

ちょっとここは変えましょうかね。今の金井委員の御指摘を受けて、修文していきたいと思います。ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

【佐藤委員】 細かいことで申しわけないんですが、39ページ、40ページの注で、「ゲーム理論と呼ばれる経済理論であり」というところで、ゼロサムゲームの説明があるんですけど、足したらゼロになるのは結果的にそうなんんですけど、重要なのは他者の損失をもってみずから利益とすると、だからゼロなんです。大事なことは、他者の損失でもって自分の利益とすると。だから相手から課税ベースを奪って自分の課税ベースにすると、こういうのがゼロサムゲームだと。足してゼロより、そっちのほうが大事だということで。

【諸富小委員長】 ということを書いたほうがいいと。

【佐藤委員】 すみません。経済学者がいるものですから、何やっているんだと思われるのが嫌なので。

【諸富小委員長】 注でいいですか。

【佐藤委員】 注で全然いいです。

【諸富小委員長】 注のところですね。

他者の損失において、みずからが利益を得ることというふうにはっきり書いたほうがよいという御指摘ですね。ありがとうございます。

デジタル課税全般のところは、この記述でよろしいですか。特に御指摘はございませんか。

沼尾委員、もうここまで来ているんですけれど、もし、さかのぼって御意見があつたら言ってください。

デジタル課税はいいですかね。

松原委員、ありますか。

【松原委員】 多分、ちょっと時期的には遅くなっちゃうんですけど、私は来月、スウェーデンから友人を招聘するので、もしかしたらこのテーマで何かヒアリングできるかなと。次年度に向けてということです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

【松原委員】 今回には間に合わないので、申し訳ございません。

【諸富小委員長】 結構、今回デジタル課税は多分、都税調としては初めて取り上げていて、しかもすごく、事務局にも頑張っていただいて、相当、力の入った記述をしていただいたので、ちょっとその反面、委員の皆様には記述が長いと御指摘を受けたわけですが、大変な力作になったのではないかというふうに思っております。

あと、提言としてはどういう、課税ベースの問題や、最終的には法人課税、地方に関しては分割基準の話とか、そういうところにつながってくる。それからDSTのようなことも国際的に議論されているし、日本もどうなるかといったところの議論も、多分恐らく地方税レベルで初めてやったという意味では結構重要なところかなと思います。

委員の皆様から特にないようであれば、次に行きましょうか。

沼尾委員、お願いします。

【沼尾委員】 細かいことで、一点だけ。

41ページのところで、前回も申し上げたんですが、下から4行目のところで「行政サービスとデジタル企業との受益関係はより明確」というのは、ちょっとやっぱり意味がよくわからなくて。ここで伝えたいことが、前回もちょっとこれはよくわからないということでお伝えしたのですが。

【高瀬税制調査担当課長】 すみません。5Gの普及であるとか、あるいは「Society 5.0」を実現する社会インフラの整備が行われた場合、そういうインフラからデジタル企業が受ける利益、その受益関係というものは、一つ前の一般論として、「デジタル企業の応益性を一概に否定するべきでない」という話よりも、より明確であるという文脈で書いたんですが、改めてそこは、よりわかるような表現

に変えさせていただきたいと思います。

【佐藤委員】 検討いただければというだけですが、42ページのところで、この間も議論になったとおり、応益性について、「寄与度等を把握し、数値化することが必要となる」と書いているんですけど、多分かなり難しいだろうなというのが一つと、今この段階で誰もやっていない。普通の今の外形標準課税だろうが固定資産税だろうが、実は誰もやっていないわけであって、こんなことは。なので、把握することが必要だというのはそのとおりなんですが、数値化とまで言えば、今の制度は制度化しているのかということになっちゃうので、どうかなということだと思うんですけど。それだけです。

【諸富小委員長】 高端委員、どうぞ。

【高端委員】 沼尾委員の意図とはちょっと違うのかもしれませんけど、受益関係というところと、あともう一つ、今、事務局に読み上げていただいて気づいたのですが、同じページの3ポツ目の一番最後の「デジタル企業の応益性」というのは、これは表現としておかしいんじゃないかと。

ここで述べたいのは、行政サービスからデジタル企業が受益していることは否定すべきではないということですね。それを「デジタル企業に応益性がある」とは言わないと思うので、ちょっとここは表現を御検討いただきたい。それに伴って、もう少し簡単な言い方に変えれば沼尾委員が御指摘された違和感もなくなるという気もします。

【諸富小委員長】 そうですね。デジタル企業が行政サービスを享受して応益している、応益しているというんでしょうか、受益していることは否定できないはずであると。ということですかね。

前回、道路の話がありましたね。金井委員がおっしゃった話もありました。

どうなんでしょう。ここを厳密に議論すれば、PEがなくとも、みたいな話ですよね。物的恒久施設がなくとも、国同士の議論でも、もちろんあるわけですけど、自治体が、デジタル企業がそこで売上げを上げていることに対して、ずっと議論していくと、そこに応益性というものがあると言えるのかどうかという、そういう話にもなってくるわけですけれども。ここは、余り深く議論せず、さらっと、応益、受益していることは否定できないという。一概に否定できない。

【工藤委員】 よろしいでしょうか。私は外形標準課税のファンなので、こういうのは大好きなんですが、これをよく考えると、若干悩ましいのは、道路の話が前回出たということなので、多分御議論されているんだと思うんですけど、行政が提供したプラットフォームをデジタル企業が使っているから応益性はあるよねという理屈はわかるんですけども、実際の問題は、デジタル企業は自分でつくっているプラットフォームを使っているので、フィジカルに、例えばそこに本社があって、何が行政から、あるいは周辺から応益しているかというと、従業員が道を歩いて通って来るとか、そういう話ぐらいしかなくて、余り実はそこに従来型の応益というのが行政との関係で厳密にないと。昔だったらトラックが道路を走るじゃないかとか、そういうことを言えるわけですね。だから環境負荷も与えているとか。デジタル上だから、余り環境負荷も実は与えていなくて、そこにいっぱい人が働いているぐらいしかないわけです。そのところが、なかなか従来の言葉で説明しようと思えば思うほど、そこに、はまり込んでしまうというのが、この世界なので。私も沼尾委員や高端委員が先ほどおっしゃったように、この辺も、余り細かい言葉を使わないほうがいいのかなという気がいたします。

【諸富小委員長】 国際的にもそうですよね。なぜデジタル課税が問題になっているかといったら、イギリスやフランスはPEがないので、なかなか市場国側で課税論理が伝統的な形で難しいので。

どうぞ。

【松原委員】 私は先月、国際会議に行っていたんですけど、やっぱりデジタル課税の話が出てきて、研究者というか、学者サイドは完全にポリティカルな議論だからという意見が大勢で、実際そうだなどい

うふうに思いました。

【諸富小委員長】 そういうことで行くと確かにそうで、P Eがないビジネススタイルというのが普遍的になってくると、国同士でも応益というものを物的な形で、応益性を、指標をちゃんとひっかけて、それにかけてくるのが難しいのであれば、ましてや地方レベルにおいては、もっと難しくなるはずですね。だから、O E C Dで出ている、何でしたか、ここでも議論していましたけれども、マーケティング無形資産のやり方も結局、ざくっと、全世界P Eを掘んでから、デジタルリターン、何でしたか。

【佐藤委員】 ノン・ルーティーン・リターンとノン・ルーティーン・プロセス。

【諸富小委員長】 そうです、ありがとうございます。

分けて、ノン・ルーティーンのうち、さらにマーケティング無形資産部分の貢献分をマーケティング・カントリーに分けましょうという課税権配分。上から包丁で、ナイフで切っていくかのように分けていくわけですよね。だから、余り物的に応益性があるかどうかを、ぎりぎりと突っ込んでいくよりも、ざくっと、否定できないぐらいにしておいて、結局は国で取って、それをどう分けるかという話になっていかざるを得ないかもしれませんですね。無形資産ビジネスについてはですね。

このあたり、他にございますでしょうか。いいですか。

では、IIの箇所については以上で一旦切らせていただきまして、もしございましたら、また後からでもお願いします。

では、次に事務局から「III社会経済の変化に対応した所得課税」と、それから「IV環境関連税制」について、あわせて修正箇所の説明をお願いいたします。

【高瀬税制調査課長】 それでは、第3部及び第4部の修正箇所について、御説明させていただきます。

まずは、45ページから51ページまで続く、第3部の社会経済の変化に対応した所得課税の1、個人所得課税のあり方のところでございます。

49ページを御覧ください。49ページの中段にある(2)のタイトルにつきまして、前回の御審議を踏まえ、「私的年金制度等に関する公平な税制」に改めました。

同じく、タイトルの直下にある括弧書きのタイトルも、「私的年金制度等に関する税制の現状」というふうに改め、その直下にある最初のポツの1行目、「個人の自助努力を支援する」の文言も削除いたしました。

以上の現状認識パートの修正に対応させるため、続く50ページの下段にある提言部分の括弧書きのタイトルも、「私的年金制度等に関する公平な税制」に修正いたしました。また、その直下の最初のポツの書き出し部分を、前回の御審議を踏まえ、「長寿化時代を迎え、我が国では働く期間が長くなり、働き方やライフコースが多様化する中で、分散投資の考え方も広がりつつある。こうした状況を踏まえ」と修文いたしております。

なお、その文章に続く、「私的年金制度における年金受取と一時金受取の税負担の公平化など」と記載した、この節における提言部分につきまして、これを明確化する意味で、45ページのほうのサマリーのほうにも記載するという修文を行ってございます。

次に、52ページから57ページまで続く、2の金融所得に係る税制のあり方のところです。

修正のある57ページをお開きください。前回の御審議を踏まえ、56ページから57ページにまたがる部分になりますが、従前の表現、「主要先進諸国の税率も参考にしつつ、見直しを検討すべき」を、「主要先進諸国の税率も参考にしつつ、引き上げることを検討すべき」としています。また、あわせて、その文章に続けて「ただし、その場合、中低所得者へ与える影響に配慮することが必要である」の一文を追加してございます。

次に、同じ57ページの2つ目のポツの書き出し部分の追加、「金融所得の税率引き上げを検討する場合、一方で」でございますが、先ほど御説明した引上げ提言部分に対応するパートであるということを明確にする意味で追加したものになってございます。

その上で、前回の御議論、御意見を踏まえまして、このポツの結びを「意見があった」というふうに改め、あわせて、その文に続け、「他方で、上場株式等に係る譲渡損失に限って繰越控除期間を伸長する必要はないとの意見もあった」の一文も付け加えさせていただきました。

次に、65ページをお開きください。こちらは従前の答申素案にはなかった節になりますけれども、前回の御審議を踏まえ、新たに加えさせていただきました。基本的には、昨年度答申の内容を踏襲してございますが、65ページの2つ目のポツにつきましては、今年度の制度改革を踏まえた内容に変えてございます。

次に、67ページをお開きください。ページ下段の網掛け部分ですが、こちらは、説明済みの21ページの税制のグリーン化のところで議論の進展がみられると記載した内容を、具体的に書き込んだ部分になってございます。確認の意味で、こちらを読み上げさせていただきます。67ページの下からになります。

「令和元年6月には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指すとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減という長期的目標を掲げ、その実現に向けて大胆に施策に取り組む、としている」というふうになってございます。

説明は以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、皆様から御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

【佐藤委員】 すみません。ふるさと納税の件ですけど、三点。

一つは、ふるさと納税の状況のところで、寄附金税制はもともとあるわけなので、じゃあ違いは何か。特例控除があつて、他の寄附金税制に比べても、ふるさと納税は優遇されているという旨を述べて、というのはなぜかというと、その後の話にかかわるので、一番最後のところに、「各自治体が税額控除を行うか否かを独自に決定できる制度」と。私はこのとき、どういう議論があったか存じ上げませんけど、恐らく特例控除の適用を、例えば姉妹都市に限るとか、泉佐野は絶対にだめだとか、要するにそういうことだと思うんです。ただ、税額控除を行うか否かを独自に決定できるというのに、どういう制度を使うか。多分、特例控除を活用するというのと、具体的に、これはどういう自治体を対象にするのか、規模感とか、何か例示があつてもいいような気がするんです。被災自治体を対象にするとか、姉妹提携しているところとか、介護とか何か、そういうもので広域連携しているところとか。幾つか例示があつたほうが、何を言おうとしているのか、よくわからないというのが一つと。

一つ上のほうで、確かに受益と負担との関係をゆがめる制度ではあるんですが、ただ、ある意味、これは何を言いたいかというと、ふるさと納税は受益と負担との関係から見れば例外的な制度なので、特例措置なんだ、これはあくまでも。政策税制なんだと。だからこそ趣旨に沿わないとだめなんだというふうに言い切っちゃったほうがいいと思うんですけども。

【諸富小委員長】 佐藤委員御指摘の66ページの最後の段落はどういう文脈でしたか。

会長、何かありますか。

【池上会長】 これは去年の答申と同じ文章なのですが、各自治体はそれぞれ、例えば自分の自治体の中にある、いろいろな団体に対する寄附について、寄附金控除の対象にするという制度を持っております。その制度の延長上で、それぞれの自治体が、あそこの自治体、要するに自分の気に入った自治体に対して

控除を認めるかどうかを各自治体が独自に決めればいいのであって、国がそれを押しつけるのはおかしいだろうと、そういう主張です。昨年はそういう主張を書いて、それに皆さん、御異論がなかったので、そのまま載せました。趣旨としては今、述べたとおりですので、それを今年も書いたらどうかということです。

それから、もう一つの今の上の点は、表現の問題になるかと思いますけれど、ちょっとこれは考えさせていただきたいと思います。

【諸富小委員長】 よろしいですか。

他にございますでしょうか。結構、前回御意見いただいた金融所得のところとか、大多数の委員の皆様方から引き上げるべきだという御意見をいただいたので、表現を見直しから引き上げるというふうな表現に変えさせていただいたことと、そのかわりと言ってはなんですけれども、中低所得者層に対する配慮ということで、こここの部分については土居委員からいろいろと御指摘がございましたし、御覧のような表現になっておりますが。そうですね。また、委員の間で意見が違う点もございましたので、よく御覧いただいて、この表現でいいかどうかをチェックいただければと思います。

沼尾委員。

【沼尾委員】 細かいところで、ふるさと納税なんですが、タイトルだけ鍵括弧がついていなくて、これ、もう意図的に「ふるさと納税」ということでいきたいということかと理解していたのですが、いわゆるふるさと納税ということですね。何か他もちょっと本文でも入っているところと入っていないところがあるので、統一して主張を明確にしたほうがいいのではないかという、細かいことですみません。

【野口委員】 今、沼尾委員が、ふるさと納税のところを言ってくださったので、それに関連して発言します。本日の会議での驚きのポイントの一つはここだったんですけど、前回、ふるさと納税の話を入れるという御議論があったのだと想像しますが、それにしても初見で見ると、唐突感が、やはりあるのではないかと思うのです。例えば、参考資料の6ページというところ、適用状況の推移とか引いていただいているので、議論の唐突感を減じるために、例えば、依然として増える一方で、問題は解決されていないから、去年言ったことをもう一回言っておくよとか、何かそういうようなメッセージがちょっとやんわり伝わるような出だしにしていただいたほうが、唐突感は薄くなるのかなという気がしました。

以上です。

【諸富小委員長】 あれですか。通読されると、突然入ってきた感じですか。

そうですよね。その前の年、現年課税の話をしていて、突然ふるさと納税。そうしましょうかね。一回そうしましょうかね。会長、どうしますか。

【池上会長】 前振りを入れるかという話ですか。そうですね。現状は皆さん御存じのとおりです。現状をめぐる争いも御存じのとおりですが、それに対して都税調としては一步距離を置いた形でのコメントになるということですので、そこについての表現をちょっと考えさせていただきます。

【諸富小委員長】 金井委員、どうぞ。

【金井委員】 すみません。議論になっているというより、私は、何かふるさと納税をえたほうがいいんじゃないのと、最後にちやろっと言っただけという話なのです。その意味でまさに唐突であるというのは事実なのです。ただ、位置付けがⅢの4のところなのか、それとも、都市と地方との関係に位置付けるのか。都市と地方の間の搅乱要因になっているという感じで、入れたのがいいかもしれないということです。ふるさと納税の見直しについては、都税調も言ってきて、少し国が見直したと。そこまではよかつたけれども、しかし、その見直しは体たらくであると。もっと国は頑張れというふうに書いた方がいい。一応、経過的には去年との違いは、非常に問題があるから何か是正しろというふうに言って、国は是正す

る措置を制度的に入れた。ただし、それが新たなトラブルを引き起こしている。トラブルというか紛争を引き起こしている。国地方係争自体は悪くないんですけども。

そういう意味で、一応、経過としては、我々は言ってきて、多少国は配慮したけれども、依然として、何か本当の目的が達成されるような制度になっているのかどうなのかという評価は、ちょっとしないといけないと思うんですね。ふるさと納税指定団体制度で本当によかったのかと。それから、あの指定基準でよかったのかということはあるんですが。

いずれにせよ、一応、一定の見直しを我々は言ってきて、それに国は対応してくれたけども、なお、それで我々は不十分と思うのか、推移を見守らなきやいけないというのか、趣旨に沿ったと佐藤委員がおっしゃっているのは、政策に沿った形に、なお、今後とも是正していく必要があるという、何か書いておかないと、情勢の変化に対応していないですね。去年のまでのふるさと納税制度は非常にまずいので、一定の見直しが行われたことは評価するというふうに言ってもいいのではないかと思うんです。それでもなお不十分なのか、あるいは、やり方々がちょっとまずかったというか。団体の指定というやり方をやったのが、ちょっとまずかったんじゃないかと個人的には思っています。見直す方向は正しかったかもしれないし、我々の主張も通ったけれども、なお問題を抱えている。そもそもふるさとでもないくせに、ふるさと呼んでいること自体が既に詐欺的であってよくないとか、いろいろ言うべきことはあると思うのです。それも適当に会長と委員長のほうで処理していただければと思います。要は、ふるさと納税に対する我々のスタンスを書くとともに、我々が言ってきて、国が見直した、その後、まだなお問題が残っているという流れかなだと思います。

【工藤委員】 同じところで恐縮なんですが、私は逆に、こここのページだけ見ると、あんまり違和感はなかったんですが、目次を見るとちょっと違和感があって、実は、ローマ数字のⅢというのは、トップが社会経済の変化に対応した所得課税で、1、2、3と来て、ふるさと納税と来ると、すごくこれやっぱりびっくりというのは、私はこの目次のほうに違和感が非常にありました。

そういう意味では、確かに金井委員がおっしゃるように、このVの都市と地方の共存共栄というところに入れて、これを何かかき乱しているというニュアンスのほうが、流れとしてはわかりやすいのかな。そもそも、そうすると、このローマ数字のⅢの1、2、3と4がえらくこう性質が違ってしまっているので、ここは何か、若干違和感があるというのは、そちらのほうに感じました。

【佐藤委員】 今のは、私も最後に移すことに特に異論はないんですけど、仮にこれをⅢに置くとしたら、新しい社会変化というのが何かというと、寄附文化の醸成だと思うんですね。先ほど池上会長からあったように、実際、東京都としてもいろんなN P O関係、各種団体別に対する寄附というものは控除を認めているわけなので、これからやはり我が国として寄附文化というのを醸成していかなきやいけないので、これは新しい変化でいい。それに対して、このふるさと納税は何事だという立ち位置。だから、我々としては、別に寄附というものを否定しているわけではなく、本来の趣旨に即する寄附でなければならない。ふるさと納税もしかりで、何かそういう位置づけであれば、このⅢでもいいし、平たく国と地方の、都市と地方の関係ということであればVかなと。そこはどういう前置き、先ほど唐突感があるという話があつたので、前置きをどういうふうにつくるかだというふうに私は思うんですけど。

【諸富小委員長】 ちょっと、御意見ありますか。文脈によって違うわけですよね。これをどういう問題として取り上げるかですけど。なるほどと思いましたけど、寄附文化の醸成、そういう社会経済変化の、対応したことですので、実際に課税の中に、あるいは住民税の中に組み込まれているわけですから、所得課税で社会経済の変化への対応という中における寄附文化の醸成という文脈に置くか、都市と地方の関係、共存共栄したいけれども、何かその共存共栄したいというのをかき乱しているという文脈に置くか、

どうですか。

【金井委員】 確かに佐藤委員のアイデアは非常にいいなと思ったので、それで書くのは一つの筋だと思うんですね。寄附税制のあり方は大事です。ただ、ちょっとそれは議論が足りないと気もすると。それから、ふるさと納税の沿革を振り返れば、やっぱり住民税をどこに納税するかというときの制度設計の中で、それは住民税の納税先の分割ができないから、寄附という仕組みをかわりに使ったという制度設計のプロセスを考えると、いわば寄附をする気もないくせに寄附税制を使ってしまったという、一種の寄附の簒奪になっているわけです。だから、そういう意味では寄附制度をゆがめているというのは間違いないんです。けれども、もともとの出どころは、西川知事流に言えば、ふるさとに納税できない、という指摘です。要は住民税納税先を分割したいという希望を満たすために、寄附税制という仕組みを代替的に使ったので、基本的にはやっぱり、ローマ数字で言えばVの話だと思うんです。ただ、おっしゃるとおり、寄附税制について相当マイナスの影響を与えたというのは否定できなくて、この問題はちょっと、別途取り上げたほうがいいとは思うんですね。そうしませんと、また東京都が金がなくなっているから文句言っているんだろうという、そういう話で受け取られてしまう。実際そうなのかもしれません、それではやっぱり説得力がない。自治体間の金の取り合いの話にしないで、寄附の話として、ちょっと土俵を変えて、もうちょっと大きな議論を展開していくというのは、多分、次期、都税調でむしろ重要な論点なんではないかなとは思います。

【諸富小委員長】 それは、今まで議論してこなかった論点で、ひょっとすると、いろんな寄附税制、佐藤委員御指摘のように、あるんですけども、優遇措置をとっていて、寄附文化の醸成を税制から支援しているわけですけども、どうなんでしょうね、これにみんな行ってしまって、お金を奪ってしまって、他への寄附が減っているとか、そういうことが起きていたりするかどうかという調査はないと思いますが、そういうことも含めて、本来、寄附とはこうあるべきだったのではないかと。その観点からすると、この是正がゆがめている、かえって醸成どころか、ゆがめてしまっているというような観点から、もう一度この問題を、寄附税制あるいは寄附支援税制全般の中で続けて議論することも、確かにそうですね、必要なんですが。余りちょっと今回は議論していないこともあります、次期以降の課題ではないかということで、ここではVのほうで扱うというのが金井委員の御提案ですね。

【池上会長】 それでは、いろいろと御意見いただきましたので、どこに入れるか、例えばVのほうに入れるときに、Vのどこに入れるかというのも、いろいろあります。それも含めて、ただいま委員の方々からいただいた意見は、ほとんど対立はないようですので、それを踏まえて文章を工夫させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

この節の他のポイントについて、もし御議論ございましたら、よろしくお願ひいたします。

石田委員、よろしいですか。

【石田委員】 57ページの「金融所得の税率引き上げを検討する場合、一方で、投資リスクを軽減し」、投資リスクの軽減って、具体的にどんなことかなと考えたら、これはもう投資はリスクを負うものと思ってしているから、これを軽減するのは誰が決めるかということじゃないので、この言葉は必要なのかなと思って。

【佐藤委員】 これは税調ずっと議論していることで、投資リスクの軽減って、ここではリスク分担の問題で、儲かったときには課税するけれど、損したときには、その分だけの応分の減税、これは繰り越しという形で、今回はこれに記述されているんだと思うんですけど。だから、全体として見ると、要するに収益の、課税の収益の安定化という考え方なんですよね。それで、よく暗黙のリスクシェアと我々は呼

びますけれども、要するに、金融所得課税を通じて、国も投資家もある程度リスクを分担しようと。そういう意味では、損したときはある意味、減税という形で国も負担してあげますという、そういう意味。もちろん、株価のリスクは減るわけじゃないので、株価のリスクはそのままですから、その課税の収益率の安定化というのを通じて、リスク投資を喚起するという、そういう趣旨で、これまで税調は議論しているということですね。政府税調のほうは。

【金井委員】 よろしいですか。いや、ですから、何でそれを国が負担しなきやいかんのかと、こういう話です。それは勝手にやれよという話だと思うんです。しかし、政策的にそれを促したいという政策はあるとは思うんですね。ただ、それと、その金融所得の税率引き下げと連動する話ではないんではないかと。それとは別問題でというのが、前回、私やあるいは石田委員が申し上げたことです。土居委員と佐藤委員は、いや、これはパッケージ論だというふうにおっしゃって、そういう意味で両論併記になっているんではないかなと思うのです。相手方の議論に対して気にいらないと、なかなか書くなとは言えないんで、それはそれで両論があったというふうに言うしかないとは思うんです。けれども、僕も、投資リスクを軽減する必要は全くなくて、そんなにリスクを軽減したいんだったら、お互いに何か投資家同士で保険を掛けりやいいだけだろうという気もします。税制に反映しているということですけど、損したときの税率は0になるんだからいいんじゃないかという話で、十分、政府は負担を負っているわけなのです。という立場でありますが、それはそれと違う立場があるというのは重々承知していますが、個人的には、とにかく税率の引上げと引下げと関係なくこういう判断はあり得るだろうなと。逆に言えば、上げなくたって、もっと投資をどんどんやらせて政府が責任を負いますというふうな態度でやるということもあり得ると思います。僕は、政策的にはそれは反対ですけれども、ちょっと連動するのはいかがかな。ポリティカルに連動するというような感じ、松原委員がおっしゃったように。それで税制は最後は政治だから、こっちを上げるんだったら、こっちを下してくれよという取引になるのは、それは政治的にはわかりますけれども、いかがかなとは思います。

【諸富小委員長】 確かに制度の議論をしていますけども、もともとこの投資リスクのシェアの問題、政府と投資家のシェアの問題、たしかあれですよね、マスグレイブかドーマーの何か古典的な論文が昔、出発点にありましたけれども、ずっとこれはこれでやるべしという議論はずっとあって、確かに税率の引上げ下げと関係なく、これをやるべしというのは、論理としては成り立つ話ではありますよね。ただ、こら辺、佐藤委員、コメントいただければと思いますが、やっぱり、引き上げる議論、私も政府税調で議論したときも佐藤委員が補足で言っていましたけど、単独に、単純に引き上げるだけでは、なかなか政策論議としては難しくて、こういう議論とも、やっぱりセットで出していくことで、より実現性が高まる。

【佐藤委員】 経済的にはやっぱり中立性を考えたときに、やっぱり儲かったときに取るなら、損をしたときに、その応分の何かがなきやいけないわけであって、だからこれ、取る一方で、儲かるときにはください、でも損したとき、僕知らないよということは、企業から見れば課税の収益は下がるわけ、リスクは減らないまま、課税後のリスクは減らないまま収益率が下がるだけですから、当然のことながらポートフォリオ的にはそちらに流れないわけですね。株とかに流れなくなるので、だから、両方安定的に取りましよう。

これは法人税が全く同じことが言えて、法人税率をもし引き上げるなら、繰越欠損金の期間を長くしなきゃだめなんですね。つまり、儲かるときはがっぽりいただきますけど、損したときはがっぽり減税してあげますという仕組みにしておかないといけないので、これは所得税って実はそういう仕組みになっているんですよね、もともとね。だから、よく所得課税って、皆さん、再分配というけど、あれは保険機能

も持っていて、要するに儲かったときはたくさんいただきますけれども、損したときは減税してあげますよと。場合によっては還付してあげます。負の所得税なんか還付してあげますよと言っているわけなので、そういう対象性がかなり重要というのは、経済的な論理ですよね。だから、一体だと我々は言うわけです。

金融所得に限らないです。リスクを伴う収入源に対する課税の扱いって、そうしないとリスクをとらなくなるという、そういう問題です。それは、労働はもっとそうですよね。収入が不安定なら。

【諸富小委員長】 高端委員どうぞ。

【高端委員】 同じ場所の57ページで、金融所得に対する分離課税の税率の引上げを検討すべきであると述べた上で、直後のただし書きで中低所得者へ与える影響に配慮することが必要であると述べています。先週の小委員会の議論も頭に入りたいればその趣旨はわかるんですが、この答申をいきなり読んだ人が、一体これ何を言っているんだろうというふうに、理解できないのではないかでしょうか。

あと、高所得者へ与える影響への配慮については、その後段で繰越控除期間を延ばすという具体的な言及もあるけれど、中低所得者へ与える影響への配慮については全く具体的な言及はない。それと内容がねじれているのが、52ページの最初のところのサマリーです。中低所得者へ与える影響に配慮することの必要性は、このサマリーに入るんだけど、その下は、もう消すんですよね。本文とサマリーで、重点の置き方がねじれている気がします。そういういたずらの点が、セットで気になりました。

【池上会長】 ただいまいろいろと御発言いただいておりますのは、まさに前回いただいた意見を踏まえて修文したところです。これは、相当考えた修文になっていまして、それは皆さん御理解いただけていますかと思います。

そうですね。見直しというところを引上げと言いかえた上で、損失の繰越控除については両論併記ということにさせていただいております。中低所得者への影響に配慮することについては、具体的にどうするかについて、ここで詰めるところまで話が行っていないというところはそのとおりですけれども、その点についての異論は示されなかつたので、こういうふうに書かせていただいています。

それから、その両論併記のところについては、前回は両論のうちの上のほうだけが書いてあったので、サマリーにも入れたのですが、両論併記にしたのでサマリーから消させていただきました。そういうところも考えて、私なりにかなり工夫したので、できればこれ以上修正したくないというのが私からのお願いでございます。

【佐藤委員】 中低所得なんんですけど、これは土居さんに確認してもらったほうがいいかもしれないんですが、これもしかしたら、勤労世帯の資産形成の話。例のNISAとかiDeCoの話、あれに関わる話じゃないかと。もし、具体的にこれ何のことだと言われたら、中低所得者の資産形成に与える影響に配慮という、そういう言い方のほうが正しいんじゃないですか。非課税枠の話。

【池上会長】 ありがとうございます。その点は確認したいと思います。

【諸富小委員長】 今の点が一番、前回、議論が集中した点かなと思いました。そこに御意見、いろいろいただけたので、よかったです。

他は、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

もし、ないようでしたら、最後のパートでしょうか、III、IVまで来ましたので、Vですね。「都市と地方の共存共栄を支える税財政制度」について、修正箇所の説明をお願いいたします。

【高瀬税制調査担当課長】 それでは、最後の部になりますが、第五部の修正箇所について御説明させていただきます。

80ページをお開きください。括弧書きのタイトルで、地方財政計画の外にある住民ニーズについての2つ目のポツになります。状況認識を踏まえた上での考え方を明確に示す観点から、ポツの結びのほうに、

「こうした状況からも地方税財源の拡充が必要である」の一文を加えさせていただきました。

また、81ページの下から3行目の「税率を引き上げ」の次に、前回、小委員会での御意見を踏まえまして、「引き上げるなど、税率決定権の行使を通じて」の表現を追加いたしました。

本文の修正箇所に係る説明は以上になりますが、なお、先ほど来、申し上げている部分でございますが、今回のデジタル課税の検討状況と、あるいは、その分析の部分を巻末の補足資料のほうに移動しているということと、あと、参考資料につきましても、本委員会に初めてお出しするものになってございますので、こちらのほうも改めて御確認をいただければと存じます。

また、これは、すみません、既に一度議論をしている部分でございますが、17ページの先ほどの修正箇所につきまして、もしよろしければ、沼尾委員、いらっしゃいましたので、改めて内容を御議論いただければと思います。

説明は以上になります。

**【諸富小委員長】** それでは、先に沼尾委員に17ページのところを、前回御発言いただいたことに関して、こういう記述になりましたということについてコメントいただければと思います。

**【沼尾委員】** 意を、前回の発言をくみ取って修正してくださっているということなので、特に。大丈夫です。

**【諸富小委員長】** 高瀬さん、確認としては、沼尾委員にこの際確認しておくべき点としては。

**【高瀬税制調査担当課長】** 17ページの下から3つ目のポツで、「一方で、こうした取組が、地方自治体の自主的・自立的な税務行政の運営や課税自主権の発揮を阻害しないよう」というところで、先ほど、税務行政の運営に関しては、これはバックオフィスの話であるというようなこともあるって、課税自主権の発揮を阻害しないというほうを生かすということになったのかなというふうに思っておりましたが、この点は、そういう方向で、後者の課税自主権のほうを生かすという形でよろしいのかと。

**【諸富小委員長】** そうですよね。

沼尾委員がいらっしゃる前に、文脈としては、AIとかデジタル化とかいうような新しい技術が出てきて、その現年課税のことも含めて税務行政をデジタル・トランスフォーメーションのという言葉をもともと使っていましたけれども、同時に標準化ということを進めていくべきじゃないかという議論もある中で、沼尾委員からは、前回、しかし標準化の一方で、それが自治体の自主的・自立的な取組を阻害することになつてはいけないということを留意すべきだという御意見が出たんですけども、例えば、課税自主権の取組といった場合に、税率の操作権とか、課税ベースの変更とかに対して標準化するのがバックオフィスのことなので、それ自体を縛ることにはならないんじゃないかなという意見もあり、でも、他方で、後で佐藤委員が出された意見でも、一方で、その独自の税制上の工夫をしたときに、それを実際にシステムとして組み込むときに、標準化の縛りがきつ過ぎると、そういうデジタル化してしまった後に、独自のシステムを組み込むときに、政策の自由度を縛るわけじゃないけれども、そこでひつかかるかもしれないみたいな意見もあって、そこをもう一回、沼尾委員の御意見を確認しておこうという話があったんです。

**【沼尾委員】** すみません。ありがとうございます。佐藤委員がおっしゃってくださったことに、多分尽きたんだと思うんですけども、つまり、いろいろなシステムがどんどん標準化されていったときに、もちろん課税自主権自体は発揮できるんだけども、それに伴って、もともとのシステム自体が非常に縛りが強いものだとすると、そのシステムを更新するためのコストというものを追加的に考えなければならなくなつて、そのこと自体が課税自主権の発揮というものを結果的に阻害するようなことになつてはならないだろうと。そういう意味で、やっぱりそのシステム自体が標準化しつつ、柔軟で、かつ使い勝手ですか、その制度改革というものをにらみつつ、そのシステムをつくるということ自体、かなり、やはりいろ

んな意味でハードルが高いというか、課題があるだろうなと思うんですが、そこをやっぱり意識的に工夫しながら、それぞれの課税自主権の発揮というものを阻害しないようなというところが大事ではないか。恐らく、これは税務行政の分野だけではなくて、あらゆる分野においてシステムの標準化ということを考える上では必要なことではないかと思うんですが、そういうところが組み込まれているというふうに判断しましたので、このままの文章でいいのではないかというふうに思っています。

【諸富小委員長】 では、他の部分について、Vの部分ですね、最終節の部分については、このまとめ方でよろしいでしょうか。

小林委員も、前回、あるいは環境税制のところ、御発言いただいたと思いますが、それも含めて、もし何かございましたら。ざっと見ていただいてですね。

【小林委員】 先週も遅れてきて申しわけないんですが、環境のところで少し発言させていただいて、ちょっと書きぶりはどうかなということをコメントさせていただいたところで、今回、ざっと見ただけですけれども、割とそのあたりはごっそり落とされたような形になっていますかね。ちょっと残念な気もないでもないですが、でも今回、小委員会でそこまで踏み込んだ話をしていないということを考えると、踏み込んだ記述にならないのは当然かなとも思いますので、私としては、これでいいのかなと考えています。

以上です。

【諸富小委員長】 小林委員から、税率を十分高くして、インセンティブをかっちり出して一般財源という形でのタイプと、それから、どっちかというと財源調達のほうが先にあって、それを満たすに十分な税率を設定するようなタイプの環境税と、大きく分けて二つあるんじゃないかというような問題であって、都税調では、どっちを考えているのかというような問題提起をいただいたんですけども。

確かに、その点をめぐってひとしきり議論をして、こっちでいきましょうという議論をしたわけではなかったので、今回ちょっと、踏み込まずに、この程度でとどめたというようなことでございます。

沼尾委員、お願いします。

【沼尾委員】 すみません、一点だけ。先ほどの17ページのところで、下から3つ目のポツのところは、先ほど申し上げたとおりでいいんですけども、下から2つ目のところで、「デジタル化によりルーチン業務等の効率化は期待できるが、税務調査など人が行なうことがより適切な業務への注力が可能になる」というふうに書かれているんですが、デジタル化によりルーチン業務の効率化が期待できる反面で、その業務のところでルーチンにのらなかつた部分の対応というところは増えますよね。それはつまり、効率化で税務調査などに人が行くというのは、またちょっと別の話で、ルーチンにのらなかつた部分の対応ということと、そっちで浮いた分を別のところに回せるよねという話は、ちょっと別ですよね。その議論というのは。

【諸富小委員長】 ありました。

【沼尾委員】 あって、そこはもう修正するということで大丈夫ですよね。

【諸富小委員長】 デジタル化できる業務と、できない業務、のらない業務が残ってしまって、旧システムと新システムが恐らく、移行期においては並存することになるので。

【沼尾委員】 そこも書き込む形でという、すみません、大変失礼しました。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 お願いします。

【高瀬税制調査担当課長】 すみません。もう一点、御確認させていただければと思いますが、41ページの一番下のところですけども、「教育行政が育む」というところの表現について、こちらも、よろしければ沼尾委員の御意見を。

【諸富小委員長】 そうですね。沼尾委員に御指摘いただいた。

【沼尾委員】 すみません。これも書き込んでいただいて、本当にどうもありがとうございました。大丈夫です。

【諸富小委員長】 VはVで、それなりに体系的に、短いですけど書かれていると思うんですけど、もし、ふるさと納税の話を入れるとすると、このどこかというのが難しいんですね。事務局で考えさせていただくにしましょうか。事務局とこちらで考えますかね。

特にこれ以上ないでしようか。

順番にどうぞ。

【高端委員】 今、ちょっと読んでいて気づいたのですが、19ページの下に、注33というのがあります。その注33の4行目の始まりが、「再所得分配ジニ係数」となっていますが、これ、「再分配所得ジニ係数」が正しいと思うので、単なる誤植だと思います。

【野口委員】 先ほど沼尾委員がお答えになった41ページを改めて読み直していて感じたのですが、ここで、行政、という言葉を入れたかったんだろうなと、再読をしたんですね。ここは、行政が寄与しているということを伝える文脈なんですね。もしそうであるとすると、書き方の順序を逆にするだけで十分印象が変わるんじゃないかなと。つまり、地域の人材とか、人的ネットワークの存在というのは非常に重要なと。そういう人材育成に当たって、行政は教育行政というと狭いのかもしれないのですけれど、いろいろな面で、やっぱり人づくりに寄与していると。だから寄与分あるという、そういう書き方に、順序にすると、なるほどねと。やっぱり必要だねという感じになるのかなという、そういう印象を持ちました。

【諸富小委員長】 そういう意味で、公共部門が人づくりに寄与している、あるいは社会づくりに寄与しているというふうな形で表現をすれば、自然になるんじゃないかなという御指摘です。ありがとうございます。

他にはございますか。

佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 Vに戻っちゃいますけど、77ページの最後のポツは、結局Vというのは、理由は何となく想像つくんですけど、くどいようですが、税源移譲というのは、やっぱり、かなり難しいと思いますよ。そういうものはポリティカルには格好いいかもしれないけど、これまで言ってきたので、でも、せめて税源交換であって、あと地方消費税を軸にすることであれば、くどいようですけれど、地方消費税は、我々としては再増税を求めるんだとか、そこまで強くは言わなくても、やっぱり、さらなる引き上げも視野に入れとか、何かそういうのがないと、くどいようですが、税源、もし経済成長で景気がよくなつて税源を拡充するのは、それは地方税は放っておいても伸びるので、特に東京都は伸びますので、別に税源移譲なんかしてくれなくともいいでしょという、そういう突っ込みが必ず来ると思います。ここは、何となく、何かこれでいいのかなというのを思いましたけど。

【池上会長】 御意見をいただきましたが、いろいろな表現があり得ます。この表現についてはお任せいただきたいと思います。

【諸富小委員長】 他には。どんなことでも御指摘いただければと思います。

共存共栄という言葉を使いまして、総会でも今期のこの税調の委員会が始まるところでも、たしか知事が御臨席いただいた中での会議のときにも、やはり都とそれ以外の自治体が対立関係になるのではなく、全体として、東京都の都税調の提言が、都にとってのみならず地方全体にとっての利益の増進になるような議論をしてほしいと言われた記憶があります。そういう形で取りまとめることができているかなというふうに思っているんですけども。方向性としては、もう、そういう方向でまとめているということにな

ります。

趣旨については、委員の皆様、これでよろしいということでいいですかね。

もし言い足りないところがあつたりとかしましたら、そうですね、総会で御発言いただくことも可能ですかね。主として、特別委員の方々が発言する場ではあるとは思いますが、全然、皆様が言い足りなかつたという点を言っていただいても構いませんので。

そういうことで大体、御意見言つていただいたというふうに思いますので、本日は、どうもありがとうございます。いただいた御意見を踏まえ、案文の修正を行いたいと思います。修正につきましては、残りは会長と私にお任せいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はい)

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、皆さん、御了解いただきましたので、修正を行つた上で、答申案として総会の審議にかけさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、最後に事務局から今後の日程の説明をお願いいたします。

【工藤税制調査課長】 それでは、今後の日程につきまして、答申の取りまとめに向けて10月に2回、総会を開催したいと存じます。第2回総会は、10月18日金曜日の午前10時から、第3回総会は、10月31日木曜日の午前11時から開催させていただきたいと思います。場所につきましては、いずれも都庁第一本庁舎7階の大会議室を予定してございます。よろしくお願ひいたします。

【諸富小委員会】 それでは、本日の議事を終了いたします。本日は、お忙しい中を御参集いただきましてありがとうございました。これをもちまして、第5回小委員会を閉会とさせていただきます。